

氏名 _____

令和7年7月30日実施 九州運輸局

法令試験問題

解答用紙

問 1

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	

問 2

A		B		C		D		E	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

令和7年7月30日 九州運輸局法令試験問題

問1 次の文章のうち、正しいものには解答用紙の○欄に、誤っているものには解答用紙の×欄にマークして下さい。

1. 個人タクシー事業者は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定めたときは、30日以内に届け出なければなりません。
2. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、旅客が禁煙車両（禁煙車である旨を表示した車両）内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、運転者は喫煙を中止するように求めることができ、旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがある旨が規定されています。
3. 旅客自動車運送事業運輸規則は、輸送の安全及び旅客の利便を図ることを目的としています。
4. 事業用自動車を運行する者は、一日一回運行開始前に自動車を点検する義務はありません。
5. 営業区域外で旅客から運送の申込みを受けた場合において、当該旅客の着地が営業区域外であることにより運送の引き受けを拒絶することは、道路運送法違反ではありません。
6. タクシー乗務員は、旅客を運送中であっても、旅客の承諾を得た場合には、タクシー車内で喫煙してもよいと規定されています。
7. 営業区域内にある自宅を主たる事務所及び営業所としていた個人タクシー事業者が、当該自宅を増築した場合、主たる事務所及び営業所の位置に変更がなくても広さが変更となったので、事業計画変更の手続きが必要です。
8. タクシー乗務員が「回送板」を掲出しなければならない場合は、食事若しくは休憩のため運送の引受けをすることができない場合だけではありません。
9. 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当します。

10. タクシー業務適正化特別措置法に基づき個人タクシー事業者は、その運行が旅客の運送を目的としない場合は、事業者乗務証を当該タクシーに表示しなくてもよいこととなっています。
11. 個人タクシー事業者は、タクシー車両を常に清潔に保持するほか、毎月少なくとも1回清掃して、その旨を業務記録に記録しなければなりません。
12. 個人タクシー事業者が期限更新の申請をしようとする際に、許可等を受けた日又は前回の期限更新日から、今回の期限更新の申請までの間に無事故無違反であった者は、その旨を申告すれば運転記録証明書の添付を省略することができます。
13. 一般旅客自動車運送事業者の氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合は、手続きが必要ですが、個人タクシー事業者の氏名又は住所に変更があった場合も手続きが必要です。
14. 道路運送法には運送の引受義務が規定されていますが、タクシー事業者は認可を受けている運送約款によらない運送の申込みを受けた場合であっても、当該運送の引受けを拒絶することができません。
15. 個人タクシー事業における期限更新日において年齢が満65歳以上の個人タクシー事業者は、当該期限更新の申請前に、旅客自動車運送事業運輸規則に定めるところによる高齢者に対する適性診断を受診しなければなりません。
16. 自動車事故報告規則の規定に基づく報告書については、記載内容及び添付資料が定められています。
17. 旅客自動車運送事業者は、事業年度の経過後、百日以内に「輸送実績報告書」の提出が義務づけられています。
18. 個人タクシー事業者は、天災その他の事故により、旅客が死亡し、又は負傷したときは、遺留品を保管しなければなりません。
19. 行き先を告げることもできない泥酔者であって、他の旅客の迷惑となるおそれのある者に対しては、運送の引受けを拒絶することもできます。
20. 運賃及び料金の収受に関する事項については、事業計画に定める必要はありません。
21. 個人タクシー事業者は、乗務する日数を予め定め、行政庁に届出する必要はありません。

22. 個人タクシー事業者は、許可に付された期限が満了した場合であっても、期限更新手続きを行えばその効力を失うことはありません。
23. 個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から旅客に対する取扱いその他運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合には、苦情の内容等の事項を記録し、かつ、地方運輸局長に報告し、その記録を整理して1年間保存しなければなりません。
24. 一般旅客自動車運送事業の事業計画には、営業区域、営業所の名称及び位置などを定めなければなりません。
25. 事業用自動車の使用者は、道路運送車両法の規定に基づき三ヶ月ごとに当該自動車の定期点検整備を行わなければなりません。
26. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、天災により運行を中止したことによって旅客が受けた損害についても、事業者が賠償責任があることが規定されています。
27. 個人タクシー事業者が、死亡した場合、相続人が第二種運転免許を取得していれば、認可を受けなくても事業を継続することができます。
28. タクシー業務適正化特別措置法に基づき個人タクシー事業者は、交付を受けている事業者乗務証の記載事項に変更があったとしても、直ちにその訂正を受ける必要はありません。
29. 身体障害者割引及び遠距離割引の割引条件に該当する場合は重複して適用するものとしませんが、身体障害者割引及び知的障害者割引の割引条件に該当する場合は割引の重複はできません。
30. 個人タクシー事業者は、自動車事故報告規則に規定する事故が発生した場合にあっては、自動車事故報告書を提出すれば、事故の記録を保存する必要はありません。
31. タクシー車両の点検整備記録簿の保存期間は、その点検整備の日から2年間と定められています。
32. タクシー乗務員は、坂路において事業用自動車から離れるとき及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、旅客を降車させなければなりません。
33. 個人タクシー事業者は、事業用自動車の使用の本拠に、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければなりません。

34. 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過した者であれば、個人タクシー事業の許可を受けることができます。
35. 乗車する時には気が付かない場合であっても、運送の途中に旅客が危険物（旅客自動車運送事業運輸規則で規定されているもの）を携帯していることが判明したときは、その時点で当該旅客に対し運送の継続を拒絶することができます。

問2 下記は関係法令の抜粋ですが、文章の（ ）に当てはまる、正しい言葉を下記の語群の中から選び、解答用紙の番号欄にマークし条文を完成させなさい。

道路運送法

（事業の休止及び廃止）

第三十八条

一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その（ A ）前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その六ヶ月前（利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあっては、その三十日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 第十五条の二第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。

4 一般旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

旅客自動車運送事業運輸規則

（事故の場合の措置）

第十八条

旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために、次の各号に掲げる事項に関して適切な処置をしなければならない。

一 旅客の運送を（ B ）すること。

二 旅客を（ C ）まで送還すること。

三 前各号に掲げるもののほか、旅客を保護すること。

2 一般乗合旅客自動車運送事業者は、前項の場合において、事業用自動車に旅客の運送に附随して運送する貨物を積載しているときは、当該貨物につき、次の各号に掲げる事項に関して適切な処置をしなければならない。

一 貨物の運送を継続すること。

二 貨物を発送地まで送還すること。

三 滅失し、きそんし、又は損害を受けないように貨物を保管すること。

個人タクシー事業の審査基準

Ⅲ. 許可等に付す期限及び条件

2. 新規許可等に付す条件

- (1) 略
- (2) 使用する事業用自動車は1両であり、他人に当該事業用自動車を（ D ）のために運転させてはならない。
- (3) ～ (6) 略
- (7) 営業中は運転日報を携帯しこれに記入を行い、（ E ）は保存すること。
- (8) ～ (12) 略

① 目的地	② 十五日	③ 回送	④ 三十日
⑤ 30日間	⑥ 中止	⑦ 営業	⑧ 3年間
⑨ 自宅	⑩ 継続	⑪ 1年間	⑫ 中断
⑬ 私用	⑭ 十日	⑮ 出発地	

令和7年7月30日実施 九州運輸局

法令試験問題模範解答

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策室にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

問 1

1	× 運9-3	2	○ 約款4-2	3	○ 輸1	4	× 車47-2	5	○ 運13
6	× 輸49	7	× 運15ほか	8	○ 輸50	9	○ 運2	10	○ 特46
11	× 輸25+44	12	× 期限更新	13	○ 運施66	14	× 運13	15	○ 期限更新
16	○ 事故3	17	× 報告2	18	○ 輸19	19	○ 輸13	20	○ 運施4
21	○ 規定なし	22	× 期限更新	23	× 輸3	24	○ 運施4	25	○ 車48
26	× 約款9	27	× 運37	28	× 特施31	29	○ 運賃制度	30	× 輸26-2
31	× 点検4	32	○ 輸50	33	○ 輸47	34	× 運7	35	○ 輸13+52

問 2

A	④	B	⑩	C	⑮	D	⑦	E	⑪
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- 解答用紙のマークシートは再現できないので他と同一仕様にしています。
- 30 は新型設問です。
- 句読点だけの違いは既出扱いです。